

了鳥取県公報

平成12年10月17日(火) 号外第98号

每週火:金曜日発行

目 次

条 社会福祉事業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(福祉保健課).........................6 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(〃)......11 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局総務課)........................13 鳥取県薬事審議会条例を廃止する条例(医務薬事課)......14

------ 公布された条例のあらまし ------

中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 中央省庁等改革基本法の制定により、国の各省庁が組織再編されること等に伴い、以下の条例の規定の 整備を行うこととした。
- (1) 鳥取県個人情報保護条例
- (2) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二関スル条例
- (3) 職員の給与に関する条例
- (4) 特別職の職員の旅費等に関する条例
- (5) 職員の退職手当に関する条例
- (6) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (7) 職員の旅費に関する条例
- (8) 鳥取県税条例
- (9) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例
- (10) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (11) 鳥取県総合開発審議会条例
- (12) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- (13) 鳥取県社会福祉審議会条例
- (14) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例
- (15) 鳥取県青少年問題協議会設置条例
- (16) 鳥取県青少年健全育成条例
- (17) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例
- (18) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
- (19) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例
- (20) 鳥取県手数料徴収条例
- (21) 風致地区内における建築等の規制に関する条例

2 この条例は、平成13年 **1**月 **6**日から施行することとした。ただし、**1**の(**2**)及び(21)の改正は、公布の日から施行することとした。

社会福祉事業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 次に掲げる条例の規定について、「社会福祉事業法」とあるのを「社会福祉法」に改める等所要の改正を行うこととした。
- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (2) 鳥取県福祉事務所設置条例
- (3) 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例
- (4) 社会福祉法人の助成に関する条例
- (5) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- (6) 鳥取県社会福祉審議会条例
- (7) 鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例
- (8) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
- (9) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- **2** この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、**1(3)**の改正の一部は、平成15年**4**月**1**日から施行することとした。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 貸付金の返還に係る債務の免除をすることができる貸付金の種類に漁業研修支援資金を加えることとし、 その免除の条件及び範囲を次のとおり定めることとした。

免 除 の 条 件	免除の範囲
1 漁業研修を修了した日から1年以内に県内において海面における漁業に従事し、引き続き5年間従事したとき。	債務の2分の1
2 1の条件を満たすこととなったときから引き続き県内において海面における漁業に従事したとき。	従事した期間 1 年に つき 1 による免除後 の債務の 5 分の 1
3 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなくなったとき。	債務の全部
4 3の場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務関係
- (1) 廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可に係る手数料を定めることとした。
- (2) 廃棄物処理施設設置者である法人の合併の認可に係る手数料を定めることとした。
- 2 火薬類取締法に基づく事務関係
 - (1) 火薬庫の完成検査が自治事務とされたことに伴い、当該事務に係る手数料を定めることとした。
- (2) 火薬庫の保安検査の手数料を定めることとした。
- (3) 火薬類取締法施行令の規定により知事が処理することとされている特定施設の保安検査の手数料を 定めることとした。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1並びに2の(2)及び(3)は、平成12年11月 1日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 店舗型性風俗特殊営業の禁止地域及び性風俗特殊営業の広告制限地域から除かれる区域並びに店舗型性 風俗特殊営業の営業が午前1時から日出時まで制限される地域の一部を次のとおり変更することとした。

改 正 後	改 正 前
東伯郡羽合町大字上浅津及び大字はわい温 泉の区域	東伯郡羽合町大字上浅津の区域

2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の内容は、平成12年4月28日から適用することとした。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県立中央病院の病床の種別に感染症病床を加えることとした。(第2条関係)
- **2** この条例は、平成12年11月 **1**日から施行することとした。

条 例

中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善

鳥取県条例第69号

中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県個人情報保護条例等の一部改正)

第1条 次の表の条例名の欄に掲げる条例の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそ れぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条 例 名	条項	改正前	改 正 後
鳥取県個人情報保護	第38条第2号及び第3号	総務庁長官	総務大臣
条例(平成11年鳥取 県条例第 3 号)	第38条第 4 号	昭和25年 3 月鳥取県条例第 7号	昭和25年鳥取県条例第7号
鳥取県吏員等退職年 金及退職一時金二関 スル条例(大正12年 鳥取県令第55号)	第 8 条	国民金融公庫等	国民生活金融公庫及別二法 律ヲ以テ定ムル金融機関
職員の給与に関する 条例(昭和26年鳥取 県条例第3号)	第11条の10第 2 項	自治大臣	総務大臣

特別職の職員の旅費 別表備考 等に関する条例(昭 和27年鳥取県条例第		昭和25年大蔵省令第45号。以下「大蔵省令」という。)	
41号)		その他これらに準ずる地域で大蔵省令	これらに準ずる地域で支 規程第15条
職員の退職手当に関 する条例(昭和37年 鳥取県条例第51号)	第15条第10項第 3 号及び第 4 号	労働大臣	厚生労働大臣
議会の議員その他非 常勤の職員の公務災 害補償等に関する条 例(昭和42年鳥取県 条例第31号)	第2条第7項及び第9項	自治大臣	総務大臣
職員の旅費に関する 条例(昭和45年鳥取	別表第1項の備考1	大蔵省令」という。)	支給規程」という。) 第 条
県条例第48号) 		その他これに準ずる地域で 大蔵省令	これらに準ずる地域で支 規程第15条
鳥取県税条例(昭和29年鳥取県条例第26号)	第2条第3号及び第4号、第5条第1項、第6条、第33条の5第2項及び第3項、第58条、第53条第2項及び第3項、第58条第1項及び第2項、第58条の2第3項、第61条第5項、第61条の3、第75条第2項、第76条の2第1項、第2項、第135条の5第2項、第135条の9第1項、第135条の10第2項、第143条第1項及び第3項、第144条の2、第145条第1号から第6号まで、第145条第1号から第6号まで、第145条第1号から第6号まで、第145条第1号がら第6号まで、第145条第1号がら第6号まで、第145条第1号がら第6号まで、第145条第1号がら第6号まで、第145条第1号がら第6号まで、第145条第1号がら第6号まで、第145条の2並びに第152条第1項並びに附則第11条第2項、第1項、第3項、第4項、第6項及び第7項	自治省令	総務省令
特定地域の振興を促進するための県税の 課税免除及び不均一 課税に関する条例 (平成12年鳥取県条 例第61号)	第76条の2第3項 第4条第1項第2号及び第2 項	内閣総理大臣の公示の日	公示の日
鳥取県知事の権限に	別表20の項	通商産業大臣	経済産業大臣
属する事務の処理の 特例に関する条例	別表32の項	建設大臣	国土交通大臣
(平成11年鳥取県条 例第35号)	別表32の項(1)	大蔵大臣	財務大臣
鳥取県総合開発審議 会条例(昭和25年鳥 取県条例第43号)	第3条	内閣総理大臣	国土交通大臣
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)	第4条第1項及び第5条	厚生大臣	厚生労働大臣

鳥取県社会福祉審議 会条例(平成12年鳥 取県条例第8号)	第1条	第7条第2項	第7条第1項
水質汚濁防止法第3	第4条	排水基準を定める総理府令	排水基準を定める省令
条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年鳥取県条例第40号)		環境庁長官	環境大臣
鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和	第1条	青少年問題審議会及び地方 青少年問題協議会設置法	地方青少年問題協議会法
28年鳥取県条例第46号)		第6条	第2条
鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)	第17条の4第1項第4号	文部大臣	文部科学大臣
鳥取県特定非営利活動促進法施行条例 (平成10年鳥取県条例第20号)	第6条の見出し	経済企画庁長官	内閣総理大臣
鳥取県営住宅の設置 及び管理に関する条 例(昭和34年鳥取県 条例第49号)	第24条の10	建設省令	国土交通省令
貸付金の返還に係る 債務の免除に関する	表介護福祉士等修学資金の項 貸付金の種類の欄	文部大臣及び厚生大臣	文部科学大臣及び厚生労働 大臣
条例(昭和44年鳥取県条例第35号)		厚生大臣及び労働大臣	厚生労働大臣
NCW()13300 3)		又は厚生大臣	又は厚生労働大臣
	表看護職員修学資金の項貸付	文部大臣	文部科学大臣
	金の種類の欄及び理学療法士 及び作業療法士修学資金の項 貸付金の種類の欄	厚生大臣	厚生労働大臣
鳥取県手数料徴収条 例(平成12年鳥取県	第2条第2項第1号、第3号 及び第4号	自治大臣	総務大臣
条例第37号)	第2条第2項第2号	厚生大臣	厚生労働大臣
	第 2 条第 2 項第 5 号から第 7 号まで	通商産業大臣	経済産業大臣
	第2条第2項第9号及び第11 号	建設大臣	国土交通大臣

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後 の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移 動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削 る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対 応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する 場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当 該改正部分を削る。

改 正 後

(行為の制限)

第2条 略

- 2 国又は県の機関(次の各号に掲げる公団等を含む。 以下本項において同じ。)が行う行為については、前 項の許可を受けることを要しない。この場合において、 当該国又は県の機関は、その行為をしようとするとき は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
 - (1) 都市基盤整備公団
 - (2) 緑資源公団
 - (3)略
 - (4) 略
 - (5) 雇用・能力開発機構
 - (6)略
 - (7) 簡易保険福祉事業団
 - (8)略
 - (9) 環境事業団
 - (10) 中小企業総合事業団
 - (11) 略
- 3 略

別表第2(第2条関係)

1~25 略

26 日本鉄道建設公団が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為

27~35 略

改 正 前

(行為の制限)

第2条 略

- 2 国又は県の機関(次の各号に掲げる公団等を含む。 以下本項において同じ。)が行う行為については、前 項の許可を受けることを要しない。この場合において、 当該国又は県の機関は、その行為をしようとするとき は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
 - (1) 住宅・都市整備公団
 - (2) 農用地整備公団
 - (3)略
 - (4) 森林開発公団
 - (5) 略
 - (6) 雇用促進事業団
 - (7)略
 - (8) 簡易保険郵便年金福祉事業団
 - (9) 略
 - (10) 公害防止事業団
- (11) 中小企業事業団
- (12) 略
- 3 略

別表第2(第2条関係)

1~25 略

26 日本鉄道建設公団又は新幹線鉄道保有機構が行う 鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに 類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。) 又は管理に係る行為

27~35 略

附 則

この条例は、平成13年 1月 6日から施行する。ただし、第 1条の表鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)の項に掲げる改正及び第 2条の規定は、公布の日から施行する。

社会福祉事業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第70号

社会福祉事業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正)

第1条 次の表の条例名の欄に掲げる条例の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条例名	条 項	改正前	改 正 後	
職員の特殊勤務手当		社会福祉事業法	社会福祉法	
に関する条例(昭和 27年鳥取県条例第39 号)			第15条第 3 項	
鳥取県福祉事務所設	第1条	社会福祉事業法	社会福祉法	
置条例(昭和30年鳥 取県条例第8号)		第13条第 1 項	第14条第 1 項	
	別表	社会福祉事業法第13条第 5 項	社会福祉法第14条第5項	
	第1条	社会福祉事業法	社会福祉法	
業の補助に関する条例(昭和30年鳥取県		第56条第 1 項	第58条第1項	
条例第33号)	第3条	社会福祉事業法第74条に規 定する社会福祉協議会	社会福祉法第108条第 1 項 に規定する都道府県社会福 祉協議会	
社会福祉法人の助成	第1条	社会福祉事業法	社会福祉法	
に関する条例(昭和 34年鳥取県条例第11		第56条第 1 項	第58条第 1 項	
号)		基き	基づき	
	第2条第3号	社会福祉事業振興会	社会福祉・医療事業団	
鳥取県立社会福祉施	第1条	社会福祉事業法	社会福祉法	
設の設置及び管理に 関する条例(昭和39 年鳥取県条例第11号)		行なう	行う	
鳥取県社会福祉審議	第1条	社会福祉事業法	社会福祉法	
会条例(平成12年鳥 取県条例第8号)		第6条第2項	第7条第2項	
	第 2 条	社会福祉事業法第11条第 1 項	社会福祉法第12条第 1 項	
鳥取県小規模作業所 運営事業等助成条例 (平成12年鳥取県条 例第11号)	第2条第2項	社会福祉事業法	社会福祉法	
鳥取県営住宅の設置 及び管理に関する条 例(昭和34年鳥取県 条例第49号)	第24条の2第1項			
拡声機による暴騒音 の規制に関する条例 (平成4年鳥取県条 例第27号)				

(生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部改正)

第2条 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(補助の方法) 第3条 知事は、社会福祉法人である社会福祉法第110	(補助の方法) 第3条 知事は、社会福祉法人である社会福祉法第108
<u>条第1項</u> に規定する都道府県社会福祉協議会(以下	条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会(以下

「社会福祉協議会」という。) に対し、その生活福祉 資金貸付事業の実施に必要な貸付資金及び貸付事務費 について、予算に定める範囲内で補助金を交付するこ とができる。

「社会福祉協議会」という。) に対し、その生活福祉 資金貸付事業の実施に必要な貸付資金及び貸付事務費 について、予算に定める範囲内で補助金を交付するこ とができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善

鳥取県条例第71号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後

改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受け 免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲 げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除す ることができる。

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受け た者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる 一た者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる 免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲 げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除す ることができる。

	貸付金の種類	免除の条件	免除の 範 囲	登付金の種類 免除の条件 範	除の開
F	 烙	•		略	
^	略	略	略	略略	恪
ŧ				ᄚ	
地				地	
勤				勤	
務				務	
医				医	
師				師	
等				等	
修				修	
学				学	
資				資	
金				金	
		+	+		

県内における漁業者 1 漁業研修を修了し 略 (漁業法(昭和24年法 た日から1年(災害、 律第267号)第2条第 疾病その他やむを得 2項に規定する漁業者 ない理由により知事 が必要と認めたとき をいう。)及び漁業従 漁 事者(同項に規定する は、知事がその都度 定める期間)以内に債務の 漁業従事者をいう。) 県内において海面に 2分の の確保に資するため、 おける漁業に従事し、1 新たに海面における漁 業に就業しようとする 引き続き5年間従事 者で、知事の認定を受 したとき(当該5年 けた研修計画に基づき 間の期間1年につき 実施される漁業の技術 90日以上出漁した場 又は経営方法を修得す 合に限る。)。 るための研修(以下 2 前号に掲げる条件 前号の 業「漁業研修」という。) を満たすこととなっ 規定に を受けるものに対して たときから引き続きより免 貸し付ける資金 1年間県内において 除され 海面における漁業にた後の 従事したとき(当該債務の 1年間の期間内に90 5分の 日以上出漁した場合 1 に限る。)。 3 前号に掲げる条件前号の を満たすこととなっ規定に 研 たときから引き続きより免 1年間県内において除され 海面における漁業にた後の 従事したとき(当該債務の 1年間の期間内に90 4分の 日以上出漁した場合 1 に限る。)。 4 前号に掲げる条件前号の を満たすこととなっ規定に たときから引き続きより免 修 1年間県内において 除され 海面における漁業にた後の 従事したとき(当該|債務の 1年間の期間内に90 3分の 日以上出漁した場合 1 に限る。)。 5 前号に掲げる条件前号の を満たすこととなっ 規定に たときから引き続きより免 1年間県内において除され 支 海面における漁業にた後の 従事したとき(当該債務の 1年間の期間内に90 2分の 日以上出漁した場合 1 に限る。)。 6 前号に掲げる条件 を満たすこととなっ前号の たときから引き続き規定に 1年間県内においてより免 援 海面における漁業に除され 従事したとき (当該 た 後 の 1年間の期間内に90債務の 日以上出漁した場合全部 に限る。)。

資	7 前6号の期間内に、 業務上の事由により 死亡し、又は業務に 起因して精神若しく は身体に著しい障害 を受けたため漁業に 従事することができ なくなったとき。
金	8 前号に該当する場合を除き、死亡し、 又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため漁業に従事することができな人が貸付金を償還することができるとができるとができるとができるとができるとなったとき(保証のようなのできるという。)

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等又は看護職員養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。
- 2 漁業研修支援資金の項免除の条件の欄第1号から 第6号までの規定による海面における漁業に従事し た期間(以下「漁業従事期間」という。)の計算に ついては、災害、疾病その他やむを得ない理由のた め漁業に従事することができなかった期間がある場 合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規 定に定めるところにより漁業に従事したときは、後 の漁業従事期間は、前の漁業従事期間に引き続くも のとみなす。

備考 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等又は看護職員養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山

鳥取県条例第72号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動号等」という。) に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「移動後号等」と いう。) が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しな い場合には、当該移動号等(以下「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない 場合には、当該移動後号等(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」 という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在 しない場合には、当該改正部分を削る。

改	正	後		改	正	前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に │第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に 定める額の手数料を徴収する。

(1)~(79) 略

(79の2) 廃棄物処理法第9条の5第1項の規定に基 づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 1件につき68,000円

(79の3) 廃棄物処理法第9条の6第1項の規定に基 づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併 の認可 1件につき68,000円

(80)~(91) 略

(91の2) 廃棄物処理法第15条の4において準用する 同法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処 理施設の譲受け又は借受けの許可 1件につき 68,000円

(91の3) 廃棄物処理法第15条の4において準用する 同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処 理施設の設置者である法人の合併の認可 1件につ き68,000円

(92)~(133) 略

(134) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号) 第16条第1項の規定により処理することとされてい る火薬類取締法第3条の規定に基づく火薬類製造業 の許可 1件につき220,000円

(手数料の徴収)

定める額の手数料を徴収する。

(1)~(79) 略

(80)~(91) 略

(92)~(133) 略

(134) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号) 第12条第1項の規定により処理することとされてい る火薬類取締法第3条の規定に基づく火薬類製造業 の許可 1件につき220,000円

(135) 火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定 に基づく火薬庫の完成検査 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める額

ア 略

イ 略

- (135の2) 火薬類取締法施行令第16条第1項の規定 により処理することとされている火薬類取締法第15 条第1項又は第2項の規定に基づく火薬類の製造施 設の完成検査 1件につき41,000円
- (135の3) 火薬類取締法第35条第1項の規定に基づ く火薬庫の保安検査 1件につき41,000円
- (135の4) 火薬類取締法施行令第16条第1項の規定 により処理することとされている火薬類取締法第35 条第1項の規定に基づく同項に規定する特定施設の 保安検査 1件につき41,000円

(136)~(323) 略

める者に納めなければならない。この場合においては、 当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(4) 略

(5) 火薬類取締法第31条の3第1項の規定により通 商産業大臣の指定する者に火薬類製造保安責任者試 験等の実施に関する事務を行わせる場合における前 項第132号アの手数料 火薬類製造保安責任者試験 等の実施に関する事務を行う者

(6)~(11) 略

(135) 火薬類取締法施行令第12条第1項の規定によ り処理することとされている火薬類取締法第15条の 規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検 査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 火薬類の製造施設に係るもの 1件につき 41,000円

イ略

ウ略

(136)~(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定 める者に納めなければならない。この場合においては、 当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(4) 略

(5) 火薬類取締法第31条の2第1項の規定により通 商産業大臣の指定する者に火薬類製造保安責任者試 験等の実施に関する事務を行わせる場合における前 項第132号アの手数料 火薬類製造保安責任者試験 等の実施に関する事務を行う者

(6)~(11) 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、鳥取県手数料徴収条例第2条第1項に第79号の2、第79号の3、 第91号の2、第91号の3、第135号の3及び第135号の4を加える改正は、平成12年11月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第73号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鳥取県条例第30号)の一部を次のよう

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改 正 後	改正前
表第2(第9	条 - 第11条関係)	別表第2(第9条-第11条関係)
略		略
法第2条第号 6項が第5号の条号では 2条第35号の条号では 2000年 200	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)~(6) 略 (7) 東伯郡羽合町大字上浅津及び 字はわい温泉の区域 (8)~(10) 略	法第2条第 次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 6項第3号 (1)~(6)略 及び第5号 の営業、同 条第7項第 2号の営業 並びに映像 送信型性風 俗特殊営業
法第2条第 6項第4号 の営業(モー テル営業を 除く。)	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)~(5) 略 (6) 東伯郡羽合町大字上浅津及び 字はわい温泉の区域 (7)~(9) 略	法第2条第 次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 6項第4号 (1)~(5)略 の営業(モー (6) <u>東伯郡羽合町大字上浅津の区</u> テル営業を (7)~(9)略 除く。)
備考略		備考略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の規 定は、平成12年4月28日から適用する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第74号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改正前
(経営の基本) 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設(以下「病院」という。) は、次のとおりとする。	(経営の基本) 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設(以下「病院」という。) は、次のとおりとする。
名 称 位置 診療科名 病床の種別	名 称 位置 診療科名 病床の種別
鳥取県立 略 一般病床 中央病院 結核病床 <u>感染症病床</u>	鳥取県立 略 略 一般病床 中央病院 結核病床
略	略

14 平成12年10月17日 火曜日 鳥 取 県 公 報 (号外)第98号

附 則

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

鳥取県薬事審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第75号

鳥取県薬事審議会条例を廃止する条例

鳥取県薬事審議会条例(昭和38年鳥取県条例第56号)は、廃止する。

この条例は、公布の日から施行する。

(URL:http://wwwl.pref.tottori.jp/)